

山形県いじめ防止基本方針

山形県

平成26年4月

目次

◇ はじめに.....	1
-------------	---

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 目的.....	2
2. 用語の定義.....	2
3. 関係者の責務や役割.....	3
(1) 地方公共団体の責務.....	3
(2) 学校の設置者の責務.....	3
(3) 学校及び教職員の責務.....	4
(4) 保護者の責務.....	4
(5) 県民の役割.....	4
4. いじめ問題等への組織的対応.....	4
(1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会.....	4
(2) 山形県青少年育成県民会議.....	5
(3) 県教育委員会附属機関「山形県いじめ問題審議会」.....	5
(4) 県附属機関「山形県いじめ重大事態再調査委員会」.....	5
(5) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」.....	5
(6) 学校を支援する組織.....	6
5. 関係機関との連携.....	7
(1) 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携.....	7
(2) 学校相互間の連携協力体制の整備.....	7
(3) 大学等との連携.....	7
(4) 各市町村教育委員会との連携.....	8
(5) 学校法人及び国立大学法人との連携.....	8
(6) 国との連携.....	8

II いじめの防止等の基本的施策

1. 未然防止の取組.....	8
(1) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開.....	8
(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進.....	9
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進.....	10
(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進.....	10
(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進.....	11
(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進.....	11
(7) 教員等の資質能力の向上.....	12
(8) いじめに関する調査研究の実施.....	12

2. 早期発見の取組	1 3
(1) 早期発見のための基本的な考え方.....	1 3
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進.....	1 3
3. いじめ発生の場合の適切な対応	1 5
(1) いじめ対応の基本的な流れ.....	1 5
(2) いじめ発見時の緊急対応.....	1 5
(3) いじめと認知した場合の対応.....	1 6

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめの実態を知る	1 8
(1) ネット上のいじめ.....	1 8
(2) ネット上のいじめの類型.....	1 8
2. ネット上のいじめの未然防止	2 0
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上.....	2 0
(2) 家庭・地域、PTAとの連携.....	2 0
3. 早期発見・早期対応	2 1
(1) 早期発見への取組.....	2 1
(2) 早期対応への取組.....	2 2

Ⅳ 重大事態への対応

1. 基本的な対処の構造	2 7
2. 学校の設置者又はその設置する学校による対処	2 7
(1) 重大事態の発生と調査.....	2 7
(2) 調査結果の提供及び報告.....	3 1
3. 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	3 2
(1) 再調査.....	3 2
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等.....	3 3

Ⅴ 点検・評価と不断の見直し

1. いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	3 4
2. 県教育委員会等が行う点検・評価	3 4
(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察.....	3 4
(2) 「審議会」による点検・評価.....	3 4
3. 学校における点検・評価	3 5
(1) 学校評価を通して.....	3 5
(2) 教員評価を通して.....	3 6
4. いじめ防止基本方針の見直し	3 6

山形県いじめ防止基本方針

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが県民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、県や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。

一方で、大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が県の教育力と県民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含め新しい地域社会の創造に向けた社会全体に関する県民的な課題であり、いじめの当事者間だけに関わる個別の問題としてはならない。

このため、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行、以下「法」という。）及びいじめ防止基本方針（平成 25 年 10 月 11 日策定、以下「基本方針」という）を踏まえ、本県におけるいじめの根絶に向けた社会全体の気運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していく必要がある。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このため、山形県いじめ防止基本方針（以下、「県基本方針」という）は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下についての取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ ネット上のいじめへの対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

2. 用語の定義

(1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

- (2) 「学校」とは、県内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 「県民」とは、県内に居住する者又は県内に通勤、もしくは通学する者、また、県内において事業活動を行う個人及び団体等をいう。
- (6) 「学校の設置者」とは、大学の附属学校においては当該国立大学法人、私立の学校においては当該学校法人、高等専門学校においては独立行政法人国立高等専門学校機構、県立の学校においては県、市町村立の学校においては当該市町村をいう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。
- (7) 「関係機関等」とは、警察、児童相談所、大学等の研究機関、その他児童生徒のいじめの防止等の対応に係る機関及び団体をいう。

3. 関係者の責務や役割

(1) 地方公共団体の責務

当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための施策を策定し、実施する。

(2) 学校の設置者の責務

設置する学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずる。

(3) 学校及び教職員の責務

- ①児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ②いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめほどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ②いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
※ 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ③いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(4) 保護者の責務

- ①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(5) 県民の役割

- ①地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

4. いじめ問題等への組織的対応¹

(1) 山形県いじめ問題対策連絡協議会

県は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、県基本方針を推進するため、山形県いじめ防止対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は知事を会長とし、その構成員は、山形県教育委員会、山形県警察本部、県の関係部局、山形大学附属学校運営部、児童相談所、山形地方方法務局、山形県市町村教育委員会協議会、山形県青少年育成県民会議、各校種校長会、山形県医師会、山形県臨床心理士会、山形県弁護士会、山形県PTA連合会等、いじめの防止に関係する機関及び団体からの代表に加え、大学教授等の有識者で構成する。

1 別冊資料 いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造 **別紙1** 参照

(2) 山形県青少年育成県民会議

県は、いじめ根絶が県民の悲願であることに鑑み、山形県青少年育成県民会議による“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を通じ、県民の「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」気運を醸成する。

(3) 県教育委員会附属機関「山形県いじめ問題審議会」

県は、県基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行う等のため、条例に基づき県教育委員会に山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。審議会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。審議会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

① 県基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること

県教育委員会において、いじめの実態把握のために行う調査による結果の分析と考察、いじめの防止等に向け実施している施策等について情報提供し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受ける。議事の概要については広く県民に公表する。

② 法第28条第1項に基づく、県立学校での重大事態発生時における調査に関すること

(4) 県附属機関「山形県いじめ重大事態再調査委員会」

県は、県立学校及び私立学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、知事が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。この再調査のため、条例に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

(5) 学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、学校に配置されているスクールカウンセラー・教育相談員・子どもふれあいサポーター等をはじめ、学校評価に係る委員（学校評議員等）、民生委員・児童委員など地域内の人材に参加を求める。

学校の設置者は、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人材確保に対する支援を行う。

「いじめの防止等の対策のための組織」の構成員（例）²

◇校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等

◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、PTA代表、学校評議員代表、学校医、民生委員・児童委員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等

「いじめの防止等の対策のための組織」の取組内容³

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - イ) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自尊感情が高められるようにする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

（6）学校を支援する組織

①県教育センターに置く支援組織

県教育委員会は県立学校におけるいじめの未然防止等に係る活動や、いじめ事案への適切な対処のために、県教育センターが中心となって支援する体制を構築する。また、24時間いじめ相談ダイヤル及びメールによる相談窓口を設置し、いじめ問題への相談対応を行う。

②各教育事務所に置く支援組織⁴

県教育委員会は、各市町村教育委員会が設置する小・中学校におけるいじめの防止等に係る活動を推進し、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援を目的とし、各教育事務所に「いじめ解決支援チーム」を設置する。

2 別冊資料 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（例） 別紙2 参照

3 別冊資料 学校組織体制の充実・強化の事例 別紙3 参照

4 別冊資料 いじめ解決支援チームの概要 別紙4 参照

- 【構成員】生徒指導担当指導主事、青少年指導担当、
エリアスクールソーシャルワーカー（エリアSSW）
※上記に加え、必要に応じて弁護士やエリアスクールカウンセラー
等の外部専門家を派遣する。

5. 関係機関との連携

（1）警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

県及び市町村は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

学校の設置者及び学校においては、地元警察署や法務局、児童相談所など関係機関との適切な連携を推進する。

学校の設置者又は学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは学校警察連絡制度を活用し、地元警察署に報告する。

いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合などには、地元警察署、児童相談所、医療機関、法務局、県私立学校主管部局等との適切な連携を行う。また、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校の設置者及び学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

学校の設置者及び学校は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

（2）学校相互間の連携協力体制の整備

県は、市町村、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を支援する。

（3）大学等との連携

県教育委員会は、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、大学等の研究機関、関係学会等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。

- ①県教育委員会は、大学や民間団体等と連携し、教職員研修の充実や共同研究等に取り組むとともに、県内外の先進的な取組に係る情報収集を行う。

- ②県教育委員会は、大学において行われる教員の養成に対して、大学の求めに応じて協力するとともに、必要な要請を行う。
- ③県教育委員会は、大学や民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を推進する。

(4) 各市町村教育委員会との連携

県は各市町村教育委員会に対し、県基本方針やいじめの防止等に関係する通知等の周知徹底を図る。

県教育委員会は、各教育事務所の担当指導主事等による生徒指導担当者会議(いじめ防止運営委員会)を定期的に開催し、市町村教育委員会との連携を強化する。

また、県教育委員会は市町村教育委員会の要請を受け、いじめの防止等に関する活動及び解決が困難な事案の支援、さらには重大事態発生時の調査支援に向け、いじめ解決支援チームを派遣する。

県教育委員会は、市町村教育委員会が設置する小・中学校において重大事態が発生した場合には、市町村教育委員会又は学校が実施した当該重大事態の調査に関して、児童生徒の事故報告を求め、県教育委員会として当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要な措置を講ずる。

(5) 学校法人及び国立大学法人との連携

県は、学校法人及び国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、法及び基本方針、県基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの防止等の対策について必要な要請を行う。

(6) 国との連携

県は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請する。

II いじめの防止等の基本的施策

1. 未然防止の取組

(1) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開⁵

①運動の基本方針と目的

いじめ・非行は将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底し、そのことを繰り返し確認していく必要がある。

5 別冊資料 (イメージ図) “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動における学校・地域の連携について 別紙5 参照

いじめに与しない児童生徒の育成のため、県、教育委員会、学校、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、児童生徒が率先して運動に取り組むとともに、その取組を大人も共有・共感し、具体的な行動につなげていく。

②具体的な運動展開

ア) “いじめ・非行をなくそう”重点運動期間

“いじめ・非行をなくそう”重点運動期間を定め、地区協議会の主導のもと、全ての市町村・市町村民会議において、いじめ・非行をなくすための街頭運動、企業等への啓発活動など地域の実情に応じた運動を展開する。

イ) 山形県青少年健全育成県民大会

青少年の健全育成に携わる行政・各種団体が集い、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の推進を確認する。

ウ) 広報誌による啓発

県民運動の広報誌である「見守る目・育む芽」において、県民運動の目的、実施内容等について広報し、県民への周知を図る。

以上のような啓発的活動を継続的に実践し、県民すべてが、いじめ・非行についての意識を新たにできるように努める。

③地区協議会及び各市町村民会議との連携

ア) 青少年健全育成県民会議総会を受け、各地区協議会を開催する。各地区協議会においては各教育事務所から生徒指導担当指導主事及び社会教育主事も参加し、当該地区協議会との連携を図る。

イ) 各地区協議会を受け、各地区総会を開催する。

ウ) 各地区総会を受け、市町村民会議を開催し、青少年育成連絡協議会等、各地区内における具体的な活動に反映させる。県はこの活動について指導・支援を行う。

④学校・家庭・地域の推進事項

各学校・家庭・地域においては、県民運動の基本方針及び目的に則り、その取組が実効的に展開されるよう相互に連携した上で児童生徒のいじめ・非行防止に当たる。

(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭教育の中

で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①各学校段階における系統的な「いのち」の教育の推進

各学校においては、第5次山形県教育振興計画に則り、自校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開していく。

②家庭における「いのち」の教育の推進

各家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「自分は愛されている」「認められている」等、児童生徒の自尊感情を高め、健全な育成を図るとともに、身近な動植物とのふれあいから、子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進められるよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の推進

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、児童生徒が安全に安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童生徒理解の努力と工夫

各学校においては、児童生徒理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ア) 日常的な会話や観察の他に、児童生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の手法を取り入れていくこと。
- イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努めること。
- ウ) 学校の設置者や、P T A、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童生徒にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげること。
- エ) 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、各学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」により、学校・学年など組織として対応できる体制を

整えておくこと。

オ) 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか分析すること。

カ) 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

これらの努力・工夫により、個々の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行うことで、児童生徒一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②市町村教育委員会が設置する小・中学校における少人数学級の利点を活かした教育の推進

各市町村教育委員会が設置する小・中学校では、「教育やまがた『さんさん』プラン」に基づく少人数学級編制による児童生徒一人一人と向き合える環境を活かし、「児童生徒の言動をつぶさに見つめる」「児童生徒の声によく耳を傾ける」ことから、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、いじめの背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、クラスのみんなが安心して過ごせる学級づくりを推進する。

さらに、児童生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげられる人間関係を構築していく。

(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」（平成25年3月発行）等を活用し、各小中学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きており、各学校の児童生徒と一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

各学校においては、児童生徒に対し「いじめは人間として許されない行為である」こと、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」こと等の理解を進めるとともに、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進することをはたらきかけていく。

(7) 教員等の資質・能力の向上

①担任力（生徒指導力）の向上

生徒指導を十分に機能させるため児童生徒に対し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援等を行う。

その中で、児童生徒の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわちいじめの芽に気づく洞察力を高め、認知したいじめについて確実に解消していくためいじめの根っこを改善する指導方法や、いじめの未然防止に向けた学級経営、部活動運営等の在り方について、校内外における研修機会等を設定し、教職員の資質・能力向上に取り組む。

②スクールカウンセラーや教育相談員等の専門性の向上

スクールカウンセラーや教育相談員等においては、その専門性を活かし、養護教諭等の教職員と連携し、いじめられている児童生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。相談活動で得たいじめの芽やいじめの根っこに関する情報を必要に応じて教職員と共有し、いじめの防止等に向け、共通した方向性をもって指導に当たることが大切である。

県教育委員会においては、いじめ問題を含む教育相談等に係る研修会を開催し、スクールカウンセラーや教育相談員等の専門性を高めていく。

(8) いじめに関する調査研究の実施

①いじめの実態把握のための調査結果の分析・考察

県教育委員会においては、いじめの実態把握のための調査の結果を分析・考察し、いじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、各市町村教育委員会及び学校に対しいじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

また、各市町村教育委員会や学校においても、いじめに関する諸調査の結果を分析・考察し、学校におけるいじめの防止等に関する取組に反映させていく。

②いじめのない学校づくりモデル地域による実践と普及

県教育委員会は、各市町村教育委員会が設置する県内全ての小・中学校において、いじめのない学校づくり推進事業を展開する。その中で県内4地域にモデル校を指定し、学校と地域との連携、児童生徒の主体的な活動推進、早期発見・早期対応の在り方について実践・検証し、その成果を広く県内に普及していく。

2. 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や、叩いたり蹴ったりなどの暴力等、比較的目に見えやすいいじめがある。各学校においては、こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童生徒は、自尊心を維持するためや、いじめた側の児童生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。いじめた児童生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、いじめられた児童生徒の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。各学校においては、いじめられている児童生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、児童生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視することは絶対にあってはならない。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進^{6・7}

①校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止等の対策のための組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けた情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、当該いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員が目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、教職員用チェックリスト⁸等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

6 別冊資料 いじめの実態把握と早期対応に向けた取組 [別紙6](#) 参照

7 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例及びいじめ発見調査アンケートの活用について [別紙7](#) 参照

8 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例(教職員用) [別紙8](#) 参照

②学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用チェックリスト⁹やいじめに関する保護者アンケート¹⁰などを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていくことが大切である。

③児童生徒が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、複数の教職員により、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったりする。併せて、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施に当たっては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに入力できるよう、質問内容を工夫したり、無記名式とするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

県教育委員会では、年に2回、いじめ発見調査アンケート^{11・12}と面談を用いたいじめの実態把握を各学校に依頼する。このアンケートの他、チェックリストの活用や日常の教職員の観察等により、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、市町村教育委員会の相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

9 別冊資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用） 別紙9 参照

10 別冊資料 いじめに関する保護者アンケート 別紙10 参照

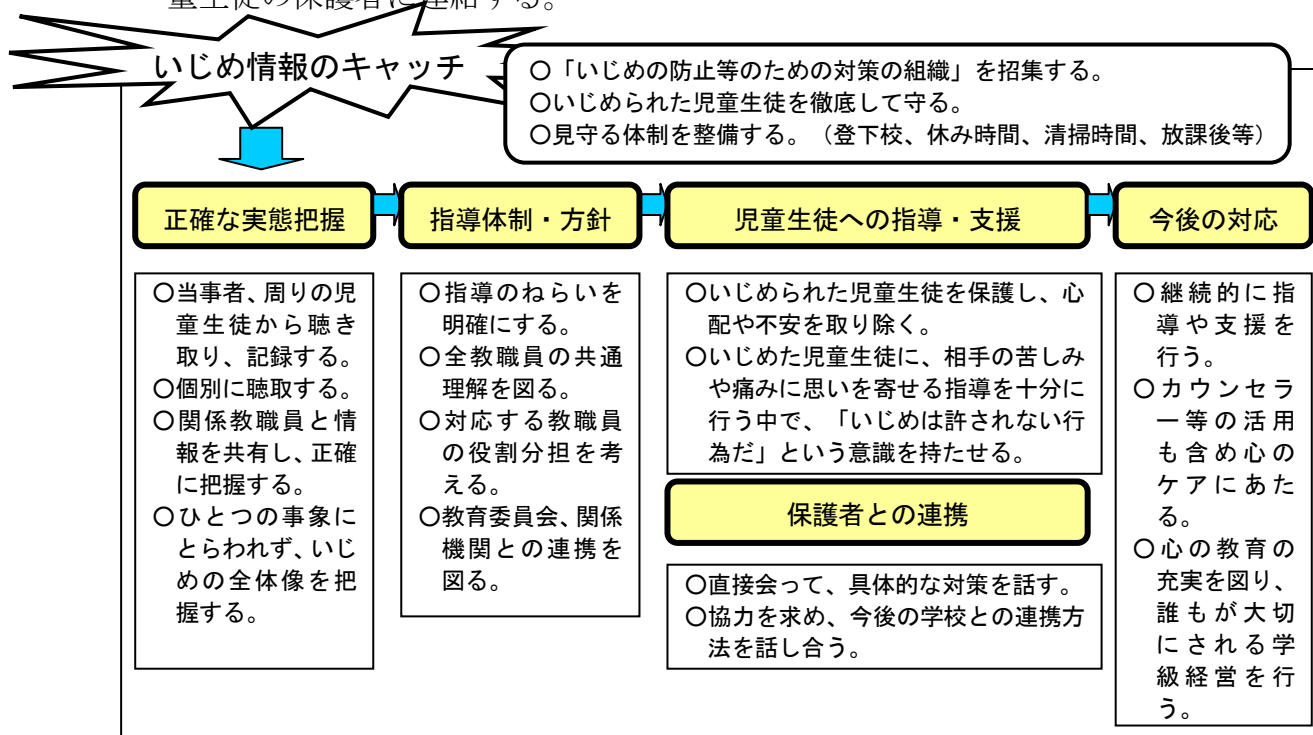
11 別冊資料 いじめ発見調査アンケートの活用 別紙11 参照

12 別冊資料 いじめ発見調査アンケート 別紙12 参照

3. いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

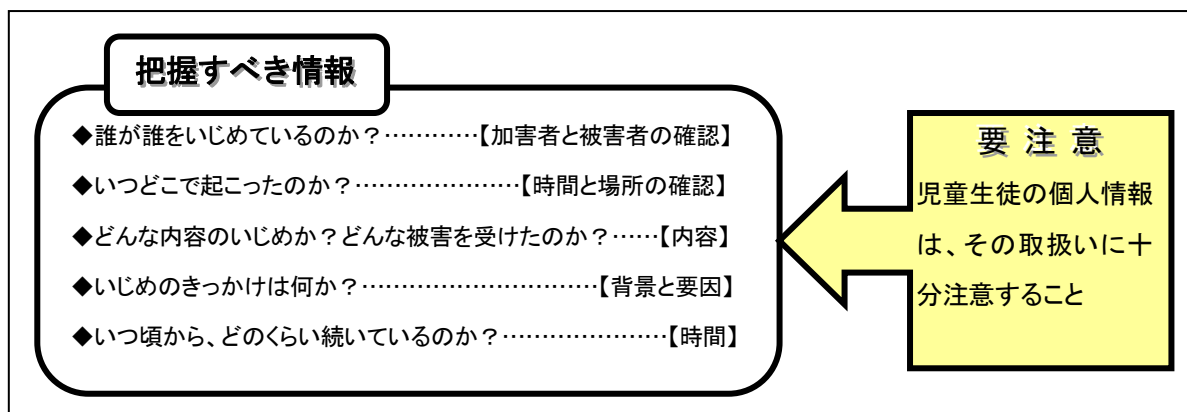
各学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめの防止等の対策のための組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って学校の設置者に報告するとともに、当該いじめの関わる児童生徒の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめの防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について学校の設置者と協議する。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させる。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめの実態を知る

(1) ネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

① 掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめ

ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）等に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込む。

イ) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載

掲示板・ブログ・プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真・動画等の個人情報を掲載する。そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされるケースがある。

ウ) 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上「暇だから電話して」などと書き込みをする。個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

② メールでのネット上のいじめ

ア) メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗・中傷

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信するなどして、いじめを行ったケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

イ) 「チェーンメール」による悪口や誹謗・中傷

特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷を広げる。

ウ) 「なりすましメール」による誹謗・中傷

第三者になりすまして送るメールのことを「なりすましメール」と呼ぶ。なりすましメールは、児童生徒でも簡単に送信することができる。クラスの多くの児童生徒になりすまして、誹謗・中傷などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信するなどがある。

③ SNSを利用したネット上のいじめ

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒の間にもSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）が急速に広まっている。最近の事例ではSNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行ったり、画像や動画の送信からトラブルに発展するケースが発生している。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うなど、新たな形態のいじめが生じている。

④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2. ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から、また、児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト、e-ネットキャラバン等を有効に活用する。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。県教育委員会においては、各教育事務所の青少年指導担当による講演等により、教員の研修に対して支援を行う。

ネット上のいじめは、今後、新たな手口が発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

そのために、県教育委員会においては、県内の児童生徒のIT機器の使用状況等について調査し、学校を通じて保護者に対して児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

各学校においても、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。県教育委員会においてはペアレンタルコントロールの普及啓発を図る手立てを講じていく。

PTAにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上

げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

【参考】ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

3. 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① ネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

② ネット上のいじめについての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく必要がある。

県教育委員会では、国等の機関における相談窓口や、県教育センター、各教育事務所の相談ダイヤル等の周知に努めていく。

③学校ネットパトロール等の実施

早期発見の観点から、学校の設置者及び学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めることも有効である。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。

県教育委員会では、県内の公立高等学校を対象にインターネット上のサイト利用の状況や書き込み内容についての検索・監視を業者に委託する等、不適切な利用については学校と連携して指導に当たる。また、必要に応じて削除依頼や警察等への通報等の対応を行う。

【参考】 ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

ネットパトロールの具体的な方法

- i) google や yahoo などの検索エンジンを利用し、「学校名（略称などもある）」「地域」「掲示板」などのキーワードを組み合わせで検索する。
- ii) 無料掲示板やSNSなどで学校別掲示板を探す。
- iii) 非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
- iv) 検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

④その他

児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

◇ 掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応 ◇

① ネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童生徒が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

② 書き込み内容や掲載内容の確認

各学校及び学校の設置者においては、誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

③ 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

④ 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合（削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。）には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。

それでも削除されない場合は、地元警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇ 警察との連携 ◇

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、県及び各市町村教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応していく。

◇ 法務局との連携 ◇

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

◇ 児童生徒への指導のポイント ―掲示板等での被害を防ぐ― ◇

児童生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒に対して指導を行う。

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条名誉毀損、第231条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

◇ チェーンメール等への対応 ◇

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童生徒には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ①携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。
- ②チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。
- ④チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメールの内容例

幸福・不幸（の手紙）系

転送しないと不幸になる、あるいは幸福になるというもの。ホラー画像・動画が添付されたり、画像のリンクを本文中に含むものが多い。

宣伝系

不幸の手紙をベースにしたものに、広告宣伝のためのHPアドレスを含むもの。リンク先へ飛ぶと、チェーンメールの内容に絡んだホラー画像や、携帯の待ち受け画像などが表示され、同一画面に業者のHPへのリンクを一緒に表示させることで、自サイトへ誘導する。出会い系やアダルト系サイトが多い。

募集系

募金や献血のお願い、ペットの飼い主捜しなどの善意の内容や、テレビ番組の実験でチェーンメールを転送しているなど、受信者の良心を逆手にとって、転送させようとするもの。電話番号や住所など含むものがあるが、アダルト番組へ繋がり、料金請求されたり、まったく関係のない第三者の情報が使われていることもあるので、絶対にアクセスしたり、連絡を取ったりしてはいけない。

誹謗・中傷（嫌がらせ）系

個人的な悪意やいたずらで、ある人物や団体、事業者などを中傷するために転送させようとするもの。

その他

ブラウザクラッシュメール（※1）、ワン切り電話番号（※2）の羅列など。

※1 リンク先のアドレスをクリックすると延々と画像を開かせて携帯のブラウザをフリーズさせるなどし、受信者を驚かせて転送を促すもの。

※2 「あなたはかける勇気がありますか。芸能人の携帯電話番号です」といった度胸試しのような内容。実際はかけてきた相手から料金請求するための電話番号で、「ワン切り」などに使われているものが多い。

（出典：「撃退！チェーンメール」財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター）

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

IV 重大事態への対応

1. 基本的な対処の構造

- (1) 校長は重大事態が発生した際は、直ちに学校の設置者へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。
- (2) 学校の設置者又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。(初期アンケートは3日以内) この調査を行う主体や調査組織については、学校の設置者において判断する。
- (3) 学校の設置者又は学校は、上記(2)の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 学校の設置者又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 学校の設置者は、学校が上記(2)の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかとという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

2. 学校の設置者又はその設置する学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

- ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

<「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>

- 児童生徒が自殺を図った場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、県立学校は県教育委員会を通じて知事へ、市町村立学校は当該学校を設置する市町村教育委員会を通じて当該市町村長へ、私立学校は知事へ事態発生について報告する。学校の設置者及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となっ
て行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒
又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び
同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者
が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合に
は、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、学校の設置者は調査を実施する学校
に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又
は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体
の長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童
生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条
第1項の調査主体と、並行して行われる地方公共団体の長による調査主体とが
連携し、例えば、アンケートの収集などの初期調査を学校の設置者又は学校が
中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行わ
れる地方公共団体の長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討
する必要がある。

④調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、山形県いじめ問題審議会を調査を行うための組織とする。

各市町村においては、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、「附属機関」等を設置しておくことが望ましい。なお、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、いじめ解決支援チームの派遣に加え、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることの

ないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により調査を行う。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、県基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、県基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じた新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような

内容であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②調査結果の報告

国立大学に附属して設置される学校に係る調査結果は文部科学大臣に、県立学校に係る調査結果は県教育委員会を通じて知事に、私立学校に係る調査結果は学校法人等を通じて知事に、市町村立学校に係る調査結果は当該学校を所管する市町村教育委員会を通じて市町村長に、それぞれ報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

3. 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査

各学校からの上記2. (2) ②の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

地方公共団体の長による再調査を行う附属機関の構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)とする。山形県では、県立学校及び私立学校に関する再調査のため、県教育委員会の附属機関である山形県いじめ問題審議会とは別に、条例により山形県いじめ重大事態再調査委員会を設けている。各市町村においても、再調査を行う機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関

を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、条例で附属機関を設置しておくことが望ましい。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

国立大学に附属して設置される学校、私立学校等についても、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

V 点検・評価と不断の見直し

1. いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめの問題は1980年代に学校における深刻な問題として表面化してから何度も社会問題になってきた。各学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をはらっているが、いじめはネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

県教育委員会が行う点検・評価の概要

- (1) 基本方針に基づく施策の実施
- (2) 実態把握
 - ① 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
 - ② 学期毎のいじめに関する定期調査
 - ③ 重大事態（犯罪行為等）・ネット上のいじめ等の把握
 - ④ 各学校における点検・評価
- (3) 県教委附属機関「審議会」への報告内容による点検・評価
- (4) 施策の見直し、取組の改善

各学校における点検・評価

- ① いじめ防止等の基本方針と体制
- ② 未然防止
- ③ 早期発見・適切な対応
- ④ ネット上のいじめ対策
- ⑤ 家庭・地域との連携

2. 県教育委員会等が行う点検・評価

(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察

県教育委員会においては、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うとともに、以降の取組に資するものとする。

- ア) 基本方針で定義しているいじめの重大事態
- イ) 「ネット上のいじめ」に関するもの
- ウ) その他、特に必要と認められるもの

各市町村教育委員会や各学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくよう指導する。

また、年度末に、いじめ防止対策に係る取組について、各公立学校の状況を点検し、改善を促していく。

(2) 「審議会」による点検・評価

県教育委員会においては、山形県いじめ問題審議会に県基本方針による取組及び上記2. (1)による調査結果の分析と考察について情報提供し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受け、広く県民に公表するとともに、以降の取組に資するものとする。

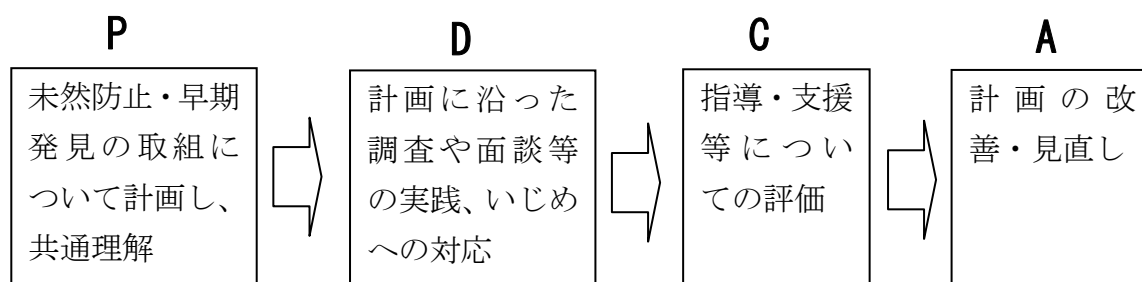
3. 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

県及び各市町村教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組むこと。
 - ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・ 各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ② 各学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行うこと。

学校に置くいじめの防止等の対策のための組織による取組例



- いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）（家庭用）の活用
- 児童生徒向けいじめアンケート調査の実施
 - ・県教育委員会のいじめ発見調査アンケートの活用と個別面談実施
- ※いじめへの対応は一人で抱え込まず必ずチームや組織で行う。
- 日常的な相談活動、ケース会議等の実施
- いじめに関する校内研修の計画・実践
 - ・いじめに関する事例研修やロール・プレイング
 - ・校内のチェック体制の確認やアンケート結果の分析等

県教育委員会等の施策

- ・外部専門家等による校内組織の活動を支援

（２）教員評価を通して

県及び各市町村教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価すること
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること

4. いじめ防止基本方針の見直し

県は、県基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、県基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。